

○厚生労働省告示第百五十号
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の十七第一項第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習について、実施機関の所在地を次のように変更する旨の届出があつたので、公示する。
令和元年十月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

講 習	実施機関の名称	変更前の実施機関の所在地	変更後の実施機関の所在地	変更年月日
外国人留学生のキャリア支援 技能講習（技能講習）	株式会社イーパス	東京都渋谷区 代官山町十四番二十三号	東京都豊島区 西池袋一丁目 十一番一丁メ トラザビル十 四階	令和元年六 月二十八日
女性のキャリア支援技能講習 （技能講習）	株式会社イーパス	東京都渋谷区 代官山町十四番二十三号	東京都豊島区 西池袋一丁目 十一番一丁メ トラザビル十 四階	令和元年六 月二十八日